

## 平成28年経済センサス - 活動調査 コールセンターのご案内

問合せの内容に応じ、専用の窓口をご用意しています。  
おかけ間違いのないよう、お願いいたします。

調査票の記入方法など  
調査全般について

例えば

- 調査票の記入のしかたについて
- 調査事項について
- 調査の概要について
- 事業所情報の保護について

**0120-143-150**

(通話料は無料です)

※IP電話などフリーダイヤルに接続できない場合  
03-4334-3150 (有料)

インターネット  
回答について

例えば

- ログインできない場合
- 電子調査票の操作方法について
- 初回のログイン時に変更した「確認コード」を忘れてしまい、再ログインできない場合

**0120-671-937**

(通話料は無料です)

※IP電話などフリーダイヤルに接続できない場合  
03-6748-1937 (有料)

調査員・市区町村への連絡

例えば

- 調査員と約束した調査票回収日時を変更したい場合  
※調査員と調査票回収日時を約束しても、インターネットで回答することは可能です。この場合のご連絡は不要です。
- 調査書類を紛失し、再送してほしい場合

同封の『調査についてのお問い合わせ先』に記載されている市区町村の連絡先にご連絡ください。

### コールセンター 受付時間

午前 9:00

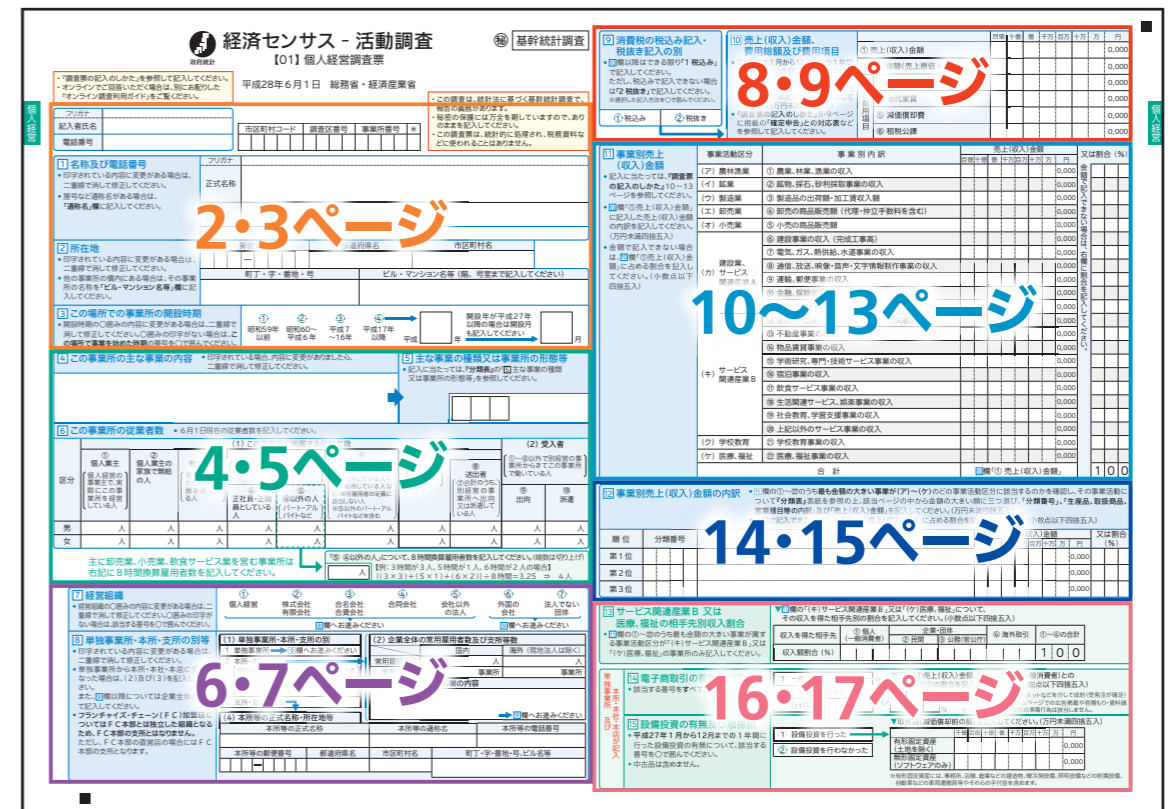
～

午後 8:00

土・日・祝日も  
ご利用できます

- ◆ 回答する前に、本書をよくお読みください。  
インターネット回答する前には、同封の『オンライン調査利用ガイド』を必ずお読みください。
- ◆ 調査票には、事業所の名称・電話番号・所在地などが、あらかじめ記載されている場合があります。これらは、事業所における回答負担を少しでも軽くするため、「平成26年経済センサス - 基礎調査」等の結果をもとに記載したものです。
- ◆ 回答もれや回答誤りが無いが、最後にもう一度、ご確認ください。  
調査票の回答内容について、後日、おたずねする場合がありますので、印刷したインターネット回答内容又は本書18・19ページの下書き用調査票をお控えとして保管しておいてください。
- ◆ インターネット回答は、6月7日(火)までにお済ませください。
- ◆ 紙の調査票に記入する場合は、黒色のペン又はボールペンで濃く・はっきりと記入してください。(摩擦熱でインクが消えるボールペンは使用しないでください。)  
記入した内容を訂正する場合は、二重線で消して訂正してください。

調査票を記入する際に参照するページは、以下のとおりです。



2・3ページ

4・5ページ

6・7ページ

8・9ページ

10～13ページ

14・15ページ

16・17ページ

コールセンターについては、裏表紙をご覧ください。

経済センサス総合ガイド (<http://www.stat.go.jp/data/e-census/guide/index.htm>)

経済センサス  検索

◆ 経済センサス - 活動調査をよそおった不審な訪問者や電話・電子メールにご注意ください。

● 記入欄に印字されている場合は、印字されている内容に変更がないかを確認し、内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

調査票記入者の連絡先

記入いただいた内容について、後日おたずねする場合がありますので、この調査票を記入される方の氏名及び電話番号を記入してください。

記入上の注意

「通称名」欄には屋号などを記入してください。  
フランチャイズ・チェーン店の場合には、チェーン店の名称・店舗名を記入してください。

平成28年6月1日 総務省・経済産業省

フリガナ トウケイ ソウジ  
 記入者氏名 統計 強  
 電話番号 03-9876-4321

市区町村コード 調査区番号 事業所番号 \*  
 13104004800383

フリガナ ホウケイショウテン ショップトウケイ  
 正式名称 統計商店 SHOP統計  
 通称名 チェーンマート 新宿店  
 電話番号(代表) (03) 9876 - 4321

郵便番号 162-0066 都道府県名 東京都 市区町村名 新宿区  
 町丁・字・番地・号 若松町3丁目2-1 ビル・マンション名等(階、号室まで記入してください) 若松第3ビル 1階

この場所での事業所の開設時期  
 開設時期の○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、この場所で事業を始めた時期の番号を○で囲んでください。  
 昭和59年以前 昭和60~平成6年 平成7~16年 平成17年以降 平成20年

この事業所の主な事業の内容  
 印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。

主な事業の種類又は事業所の形態等  
 記入に当たっては、『分類表』の「5」主な事業の種類

1 名称及び電話番号

- 1 名称は、略称ではなく**正式名称**を記入してください。
- 2 店舗等の名称を特に持たない場合は、事業主の氏名を記入してください。
- 3 法人の場合は登記上の名称を記入してください。  
法人の名称には、法人の種類も記入しますが、以下の( )書きのように省略しても差し支えありません。

株式会社 → (株) 合同会社 → (同) 生活協同組合 → (生協) 公益社団法人 → (公社)  
 有限会社 → (有) 学校法人 → (学) 漁業協同組合 → (漁協) 公益財団法人 → (公財)  
 合名会社 → (名) 医療法人 → (医) 農業協同組合 → (農協) 一般社団法人 → (一社)  
 合資会社 → (資) 宗教法人 → (宗) 社会福祉法人 → (福)(社福) 一般財団法人 → (一財)

2 所在地

- 2 **実際に事業を行っている所在地**を記入してください。
- 3 事業所固有の郵便番号を持っている場合は、その郵便番号を記入してください。
- 4 番地・号については、例えば、「3丁目2番1号」を「3丁目2-1」のように記入しても差し支えありませんが、「丁目」の部分は「-」などで省略せずに記入してください。

例) ○ 若松町3丁目2番1号  
 ○ 若松町3丁目2-1  
 × 若松町3-2-1

- 5 ビルなどの中にある事業所の場合は、「ビル・マンション名等」欄に**そのビルの名称と入居している階(マンションの場合は、号室まで)**を記入してください。
- 6 他の事業所の構内にある場合は、「ビル・マンション名等」欄に「**〇〇構内**」(〇〇は入居先の法人名と事業所名)と記入してください。

3 この場所での事業所の開設時期

- 6 **この事業所が現在の場所で事業を始めた時期**を記入してください。
- 7 個人経営の事業所で、**経営権の譲渡により経営者が交代した場合は、その時期を開設時期**としてください。ただし、相続により引き継いだ場合は該当しません。
- 8 以下の場合は、**その時期を開設時期**としてください。
  - 個人経営の事業所が株式会社になるなど、経営組織を変更した場合
  - この事業所が事業譲渡や吸収合併により別法人の所有となった場合
- 9 平成17年以降に事業所を開設した場合は、「4 平成17年以降」を選択の上、**開設年**を記入してください。
- 10 開設年が平成27年以降の場合は、**開設月**も記入してください。

● 記入欄に印字されている場合は、印字されている内容に変更がないかを確認し、内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

この事業所の主な事業の内容

この事業所の従業員数

区分	(1) この事業所に所属する従業員数							(2) 受入者		
	① 個人業主 個人経営の 事業主で、実 際にこの事 業所を経営 している人	② 個人業主の 家族で無給 の人	③ 有給役員 個人経営以 外で役員報 酬を得てい る人	④ 正社員・正職 員としてい る人	⑤ ④以外の人 (パート・アル バイトなど)	⑥ 臨時雇用者 1か月未満の期間を定 めて雇用している人 や日々雇用している 人など、常用雇 用者の定義に 該当しない人 ※⑤以外のパート・アル バイトなどを含む	⑦ 合計 (①~⑥の 合計)	⑧ 送出者 (⑦合計のうち、 別経営の事 業所へ出向 又は派遣し ている人)	⑨ 出向	⑩ 派遣
男	1人			1人	1人	2人	5人	1人		1人
女		1人		1人	1人		3人			1人

主に卸売業、小売業、飲食サービス業を営む事業所は右記に8時間換算雇用者数を記入してください。

【例】3時間が3人、5時間が1人、6時間が2人の場合  

$$\{(3 \times 3) + (5 \times 1) + (6 \times 2)\} \div 8 \text{時間} = 3.25 \Rightarrow 4 \text{人}$$

#### 4 この事業所の主な事業の内容

- ① この事業所で行っている事業の内容を具体的に記入してください。
- 複数の事業を行っている場合は、平成27年1月から12月までの1年間の収入金額又は販売金額の最も多い事業を記入してください。
- 主な事業の内容の記入にあたっては、以下の記入例を参考にできるだけ詳しく記入してください。  
※商品の製造、販売、賃貸等を行っている場合は、品目まで記入してください。

【記入例1】注文を受けてから調理する弁当を提供していた事業所が、主に調理済みの惣菜を販売する事業所となった場合

弁当屋(注文を受けて調理) 惣菜の小売(調理済み)  
(生産品、商品、営業種目等: 幕の内弁当 からあげ )

- ※ 販売している品目がわかるように記入してください。
- ※ 調理済みの料理品を販売している場合は、その旨を記入してください。

※同種商品の販売と修理を兼ねている場合は、【記入例2】のように、その旨がわかるように記入してください。

【記入例2】自動車の整備を専業で行っていた事業所が、自動車の販売も併せて行うようになった場合

自動車の整備 自動車の整備、小売  
(生産品、商品、営業種目等: 自動車の整備 )

- ※ 自動車の整備による収入と自動車の小売販売額は、別事業の収入となります。  
(「11 事業別売上(収入)金額」欄において、自動車の整備による収入は「(キ)⑩上記以外のサービス事業の収入」欄に、自動車の小売販売額は「(オ)⑤小売の商品販売額」欄に記入してください。)

#### 5 主な事業の種類又は事業所の形態等

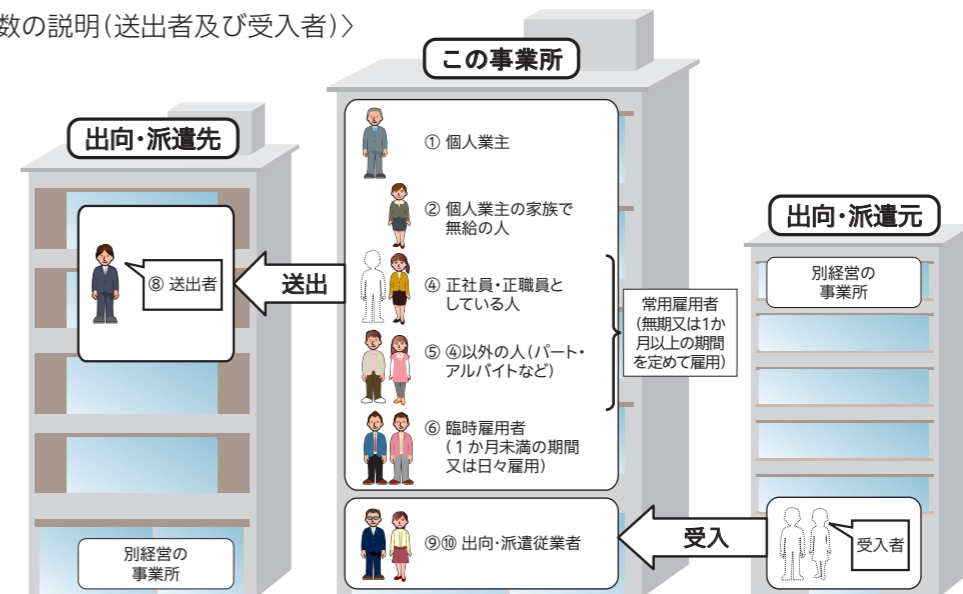
- ② 同封の『分類表』の「5 主な事業の種類又は事業所の形態等」に記載されている該当ページを参照し、該当する番号を記入してください。
- 記入にあたっては、14・15ページの記入上の注意と記入例もあわせてご覧ください。
- 枠内に「\*\*\*」と印字されている場合は、記入不要です。

#### 6 この事業所の従業員数

- ③ 平成28年6月1日現在で、「(1)この事業所に所属する従業員数」について、各区分の該当する欄に記入するとともに、「⑦合計」欄に記入してください。  
また、「⑧送出者」欄及び「(2)受入者」欄については、下の図を参考にしてください。

(1) この事業所に所属する従業員数	① 個人業主	○ 個人が共同で事業を行っている場合は、そのうちの一人を個人業主とし、他の人は「④正社員・正職員としている人」としてください。
	② 個人業主の家族で無給の人	○ 個人業主の家族で、賃金や給与を受けずに、常時従事している人 × 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けている人は、「常用雇用者」としてください。
	③ 有給役員	○ 法人の取締役、理事などで役員報酬を得ている人 × 無給役員は従業員には該当しません。
	常用雇用者	○ 以下のいずれかに該当する人 ・ 期間を定めずに雇用している人 ・ 1か月以上の期間を定めて雇用している人
	④ 正社員・正職員としている人	○ この事業所で正社員・正職員として処遇している人 ○ 一般的に、雇用契約期間に定めがなく(定年制を含む)、この事業所で定められている1週間の所定労働時間で働いている人
	⑤ ④以外の人(パート・アルバイトなど)	○ 「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」など「正社員・正職員としている人」以外の人
	⑥ 臨時雇用者	○ 「常用雇用者」の定義に該当しない人(1か月未満の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人) ※⑤以外のパート・アルバイトなどを含めます。
(2) 受入者	⑦ 合計	○ 「⑨出向」又は「⑩派遣」の受入者のみの場合は「0」と記入してください。
	⑧ 送出者(⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人)	○ 労働者派遣法でいう派遣労働者のほかに、在籍出向などこの事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人
	⑨ 出向	○ 在籍出向など出向元に籍を置いたまま、この事業所で働いている人
	⑩ 派遣	○ 労働者派遣法でいう派遣労働者で、この事業所で働いている人 × 別経営の事業所から業務請負により、この事業所の一区画で働いている人は、派遣されている人には含めません。(別経営の事業所の従業員となります。)

＜事業所の従業員数の説明(送出者及び受入者)＞



- 記入欄に印字されている場合は、印字されている内容に変更がないかを確認し、内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

右記に8時間換算雇用者数を記入してください。

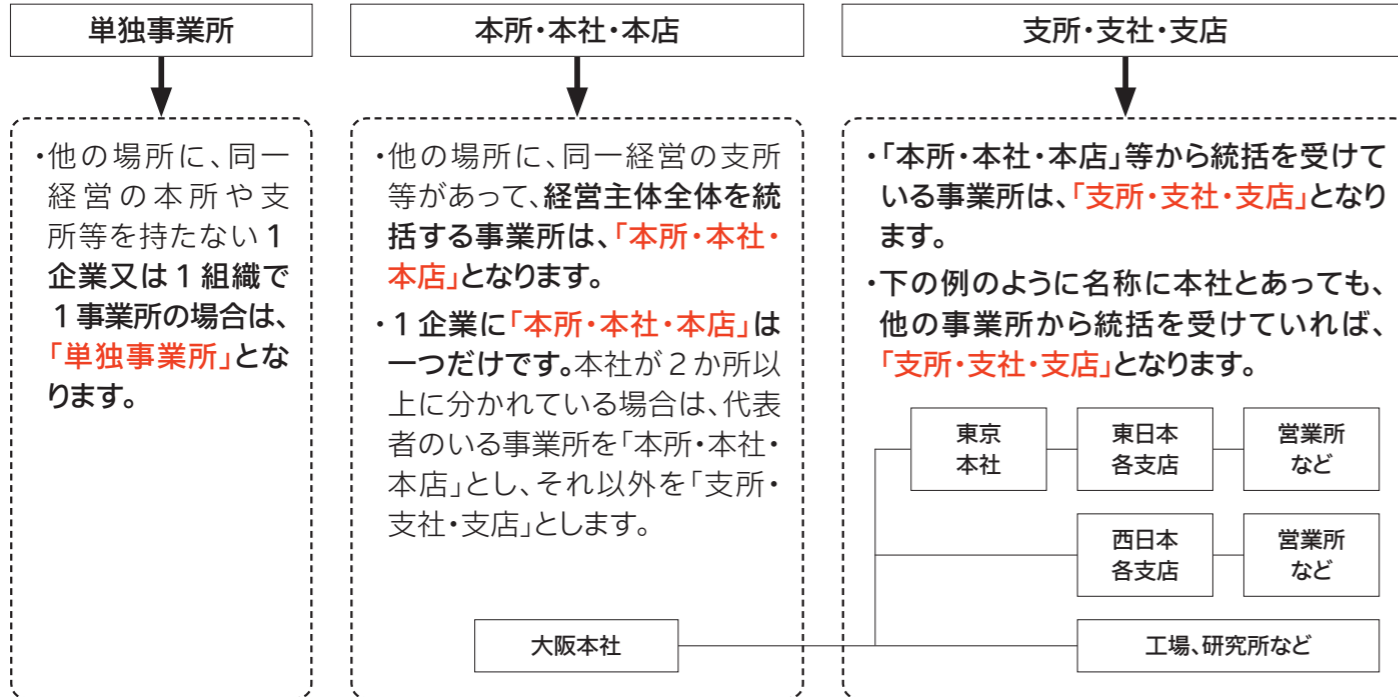
人  $\{(3 \times 3) + (5 \times 1) + (6 \times 2)\} \div 8 \text{時間} = 3.25 \Rightarrow 4 \text{人}$

⑦ 経営組織	① 個人経営	② 株式会社 有限会社	③ 合名会社 合資会社	④ 合同会社	⑤ 会社以外 の法人	⑥ 外国の 会社	⑦ 法人でない 団体
⑧ 単独事業所・本所・支所の別等	(1) 単独事業所・本所・支所の別		(2) 企業全体の常用雇用者数及び支所等数				
	① 単独事業所 → ⑨欄へお進みください		国内 海外(現地法人は除く)				
	② 本所・本社・本店		常用雇用者数 人 人				
	③ 支所・支社・支店		支所等数 事業所 事業所				
	(4) 本所等の正式名称・所在地等		(3) 企業全体の主な事業の内容				
	本所等の正式名称		本所等の通称名		本所等の電話番号		
	本所等の郵便番号		都道府県名	市区町村名	町丁・字・番地・号、ビル名等		

### 7 経営組織

- 個人が共同で事業を行っている場合も「個人経営」になります。

### 8 単独事業所・本所・支所の別等



#### 記入上の注意

- フランチャイズ・チェーン店の場合、フランチャイズ・チェーンの本部は別経営の事業所であり、チェーン加盟店の「本所・本社・本店」ではありません。
- 親会社は「本所・本社・本店」ではありません。

#### ① 「単独事業所」に該当する場合

- 矢印の誘導にそって、「⑨消費税の税込み記入・税抜き記入の別」欄以降を記入してください。

#### ② 「本所・本社・本店」に該当する場合

- 矢印の誘導にそって、「(2)企業全体の常用雇用者数及び支所等数」欄及び「(3)企業全体の主な事業の内容」欄を記入してください。
- 「常用雇用者数」は、支所・支社・支店を含めた企業全体の常用雇用者数を「国内」と「海外(現地法人は除く)」に分けて記入してください。
- 「支所等数」には、本所・本社・本店は含めません。
- 引き続き、「⑨消費税の税込み記入・税抜き記入の別」欄以降については、企業全体について記入してください。

#### ③ 「支所・支社・支店」に該当する場合

- 矢印の誘導にそって、「(4)本所等の正式名称・所在地等」欄を記入してください。
- 「町丁・字・番地・号、ビル名等」欄に、「⑨欄へお進みください」と印字されている場合は、「⑨消費税の税込み記入・税抜き記入の別」欄以降を続けて記入してください。「町丁・字・番地・号、ビル名等」欄に、「記入おわりです」と印字されている場合は、「⑨消費税の税込み記入・税抜き記入の別」欄以降の記入は不要です。

記入上の注意

- 金額は万円単位で記入してください。(万円未満を四捨五入してください。)
- 「¥」記号は記入しないでください。

9 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

- 「10 売上(収入)金額、費用総額及び費用項目」欄以降はできる限り「税込み」で記入してください。ただし、税込みで記入できない場合は、「税抜き」で記入してください。
- 「税込み」か「税抜き」について、選択した記入方法を○で囲んでください。

9 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

- 10欄以降はできる限り「1 税込み」で記入してください。ただし、税込みで記入できない場合は「2 税抜き」で記入してください。※選択した記入方法を○で囲んでください。

10 売上(収入)金額、費用総額及び費用項目

- 平成27年1月から12月までの1年間の売上(収入)金額及び費用総額等について記入してください(この期間で記入できない場合は、平成27年を最も多く含む決算期間について記入してください)。(万円未満四捨五入)
- 『調査票の記入のしかた』8・9ページに掲載の「確定申告」との対応表などを参照して記入してください。

	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 売上(収入)金額				8	5	5	0	0,000
② 費用総額(売上原価+経費計)				7	4	0	4	0,000
③ 給料賃金(専従者給与を除く)				1	1	8	8	0,000
④ 地代家賃						2	6	0,000
⑤ 減価償却費						3	0	0,000
⑥ 租税公課						8	4	0,000

10 売上(収入)金額、費用総額及び費用項目

- 平成27年1月から12月までの1年間について記入してください。※平成27年1月から12月までの1年間で記入できない場合は、平成27年を最も多く含む決算期間について記入してください。※営業期間が1年に満たない場合であっても記入してください。
- 「確定申告」を参考にして記入することができます。各項目と「確定申告」との対応は、下表の科目の番号を参照してください。
- 経営組織が個人経営以外の場合は「損益計算書」などをもとに記入してください。
- 「本所・本社・本店」については、「支所・支社・支店」を含めた企業全体の金額を記入してください。
- 「支所・支社・支店」については、この事業所の売上(収入)金額のみ記入してください。

項目	青色申告			白色申告	
	(一般用)	(現金主義用)	(不動産所得用)	(一般用)	(不動産所得用)
① 売上(収入)金額	科目①	科目④	科目④	科目④	科目⑤
② 費用総額(売上原価+経費計)	科目⑥+科目⑩	科目⑫	科目⑫	科目⑨+科目⑫	科目⑫
③ 給料賃金(専従者給与を除く)	科目⑫	科目⑥	科目⑪	科目⑪	科目⑥
④ 地代家賃	科目⑬	科目③	科目⑩	科目⑮	科目⑨
⑤ 減価償却費	科目⑭	科目⑨	科目⑧	科目⑬	科目⑦
⑥ 租税公課	科目⑱		科目⑤	科目①	科目①

青色申告(一般用)該当箇所

平成 年分

住所  
事業所所在地  
業種名

提出用 平成二十五年分以降

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

平成 年 月 日

損益計算書

科目	金額	科目	金額
① 売上(収入)金額(雑収入を含む)		⑤ 減価償却費	
② 仕入金額(製品製造費)		⑥ 給料賃金	
③ 小計(②+③)		⑦ 地代家賃	
④ 期末商品(製品)		⑧ 租税公課	
⑤ 差引原価(④-⑤)		⑨ 雑収入	
⑥ 差引金額(①-⑥)		⑩ 雑費	
⑦ 雑収入		⑪ 雑損	
⑧ 雑費		⑫ 雑益	
⑨ 雑損		⑬ 雑損	
⑩ 雑益		⑭ 雑益	
⑪ 雑損		⑮ 雑損	
⑫ 雑益		⑯ 雑益	
⑬ 雑損		⑰ 雑損	
⑭ 雑益		⑱ 雑益	
⑮ 雑損		⑲ 雑損	
⑯ 雑益		⑳ 雑益	
⑰ 雑損		㉑ 雑損	
⑱ 雑益		㉒ 雑益	
⑲ 雑損		㉓ 雑損	
⑳ 雑益		㉔ 雑益	
㉑ 雑損		㉕ 雑損	
㉒ 雑益		㉖ 雑益	
㉓ 雑損		㉗ 雑損	
㉔ 雑益		㉘ 雑益	
㉕ 雑損		㉙ 雑損	
㉖ 雑益		㉚ 雑益	
㉗ 雑損		㉛ 雑損	
㉘ 雑益		㉜ 雑益	
㉙ 雑損		㉝ 雑損	
㉚ 雑益		㉞ 雑益	
㉛ 雑損		㉟ 雑損	
㉜ 雑益		㊱ 雑益	
㉝ 雑損		㊲ 雑損	
㉞ 雑益		㊳ 雑益	
㉟ 雑損		㊴ 雑損	
㊱ 雑益		㊵ 雑益	
㊲ 雑損		㊶ 雑損	
㊳ 雑益		㊷ 雑益	
㊴ 雑損		㊸ 雑損	
㊵ 雑益		㊹ 雑益	
㊶ 雑損		㊺ 雑損	
㊷ 雑益		㊻ 雑益	
㊸ 雑損		㊼ 雑損	
㊹ 雑益		㊽ 雑益	
㊺ 雑損		㊾ 雑損	
㊻ 雑益		㊿ 雑益	
㊼ 雑損			
㊽ 雑益			
㊾ 雑損			
㊿ 雑益			

調査票記入欄抜粋

	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 売上(収入)金額				8	5	5	0	0,000
② 費用総額(売上原価+経費計)				7	4	0	4	0,000
③ 給料賃金(専従者給与を除く)				1	1	8	8	0,000
④ 地代家賃						2	6	0,000
⑤ 減価償却費						3	0	0,000
⑥ 租税公課						8	4	0,000

白色申告(一般用)該当箇所

平成 年分

住所  
事業所所在地  
業種名

提出用 平成二十五年分以降

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

平成 年 月 日

損益計算書

科目	金額	科目	金額
① 売上(収入)金額		⑤ 減価償却費	
② 仕入金額(製品製造費)		⑥ 給料賃金	
③ 小計(②+③)		⑦ 地代家賃	
④ 期末商品(製品)		⑧ 租税公課	
⑤ 差引原価(④-⑤)		⑨ 雑収入	
⑥ 差引金額(①-⑥)		⑩ 雑費	
⑦ 雑収入		⑪ 雑損	
⑧ 雑費		⑫ 雑益	
⑨ 雑損		⑬ 雑損	
⑩ 雑益		⑭ 雑益	
⑪ 雑損		⑮ 雑損	
⑫ 雑益		⑯ 雑益	
⑬ 雑損		⑰ 雑損	
⑭ 雑益		⑱ 雑益	
⑮ 雑損		⑲ 雑損	
⑯ 雑益		⑳ 雑益	
⑰ 雑損		㉑ 雑損	
⑱ 雑益		㉒ 雑益	
⑲ 雑損		㉓ 雑損	
⑳ 雑益		㉔ 雑益	
㉑ 雑損		㉕ 雑損	
㉒ 雑益		㉖ 雑益	
㉓ 雑損		㉗ 雑損	
㉔ 雑益		㉘ 雑益	
㉕ 雑損		㉙ 雑損	
㉖ 雑益		㉚ 雑益	
㉗ 雑損		㉛ 雑損	
㉘ 雑益		㉜ 雑益	
㉙ 雑損		㉝ 雑損	
㉚ 雑益		㉞ 雑益	
㉛ 雑損		㉟ 雑損	
㉜ 雑益		㊱ 雑益	
㉝ 雑損		㊲ 雑損	
㉞ 雑益		㊳ 雑益	
㉟ 雑損		㊴ 雑損	
㊱ 雑益		㊵ 雑益	
㊲ 雑損		㊶ 雑損	
㊳ 雑益		㊷ 雑益	
㊴ 雑損		㊸ 雑損	
㊵ 雑益		㊹ 雑益	
㊶ 雑損		㊺ 雑損	
㊷ 雑益		㊻ 雑益	
㊸ 雑損		㊼ 雑損	
㊹ 雑益		㊽ 雑益	
㊺ 雑損		㊾ 雑損	
㊻ 雑益		㊿ 雑益	
㊼ 雑損			
㊽ 雑益			
㊾ 雑損			
㊿ 雑益			

調査票記入欄抜粋

	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 売上(収入)金額				8	5	5	0	0,000
② 費用総額(売上原価+経費計)				7	4	0	4	0,000
③ 給料賃金(専従者給与を除く)				1	1	8	8	0,000
④ 地代家賃						2	6	0,000
⑤ 減価償却費						3	0	0,000
⑥ 租税公課						8	4	0,000

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額	左のうち必要経費算入額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収額

○事業専従者の氏名等

氏名(年齢)	続柄	従事月数

【税務署整理欄】

氏名	続柄	従事月数

記入上の注意

- 金額は万円単位で記入してください。(万円未満を四捨五入してください。)
- 「¥」記号は記入しないでください。
- 「事業別内訳」欄の右端に◆印が印字されている場合は、その内訳が、「4」この事業所の主な事業の内容」欄に印字されている事業内容の該当する欄となります。なお、複数の分野にわたる事業を行っている場合は、◆印の内訳だけでなく、該当するそれぞれの内訳について、金額を記入してください。

事業活動区分	事業別内訳	売上(収入)金額					又は割合(%)
		百	十	千	万	円	
(ア) 農林漁業	① 農業、林業、漁業の収入					0,000	
(イ) 鉱業	② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入					0,000	
(ウ) 製造業	③ 製造品の出荷額・加工賃収入額					0,000	
(エ) 卸売業	④ 卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)					0,000	
(オ) 小売業	⑤ 小売の商品販売額					0,000	
(カ) 建設業、サービス関連産業A	⑥ 建設事業の収入(完成工事高)					0,000	
	⑦ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入					0,000	
	⑧ 通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業の収入					0,000	
	⑨ 運輸、郵便事業の収入					0,000	
	⑩ 金融、保険事業の収入					0,000	
	⑪ 政治・経済・文化団体の活動収入					0,000	
	⑫ 情報サービス、インターネット付随サービス事業の収入					0,000	
	⑬ 不動産事業の収入					0,000	
	⑭ 物品賃貸事業の収入					0,000	
	⑮ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入					0,000	
(キ) サービス関連産業B	⑯ 宿泊事業の収入					0,000	
	⑰ 飲食サービス事業の収入					0,000	
	⑱ 生活関連サービス、娯楽事業の収入					0,000	
	⑲ 社会教育、学習支援事業の収入					0,000	
	⑳ 上記以外のサービス事業の収入					0,000	
	(ク) 学校教育	㉑ 学校教育事業の収入				0,000	
	(ケ) 医療、福祉	㉒ 医療、福祉事業の収入				0,000	
	合計					1,000	

このページの下側を参照してください

11 ページを参照してください

12 ページを参照してください

13 ページを参照してください

11 事業別売上(収入)金額

- 以下の例示を参考に、「10」欄「①売上(収入)金額」に記入した売上(収入)金額の内訳を記入してください。

(ア) 農林漁業

① 農業、林業、漁業の収入

動植物の飼育・栽培、林木の育成・林産物の採取、水産動植物の採取・採捕を行う事業の収入

- 飼育・栽培から製造加工販売まで一貫して行った場合の収入
- 農業、林業、漁業に直接関係するサービス業務(「果樹の選果・選別」、「木材集材」作業の請負など)
- 造園、庭園の植樹、庭園・花壇の手入れ
- もやし、かいわれ等工場栽培による野菜の生産
- ×他の事業所から購入した農産物、林産物、水産物を使用して、製造、加工を行っている場合の収入 ⇒「(ウ)③製造品の出荷額・加工賃収入額」
- ×土木工事を伴う公園造成に関する収入 ⇒「(カ)⑥建設事業の収入」

(イ) 鉱業

② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入

鉱物の採掘、採石、選鉱その他の品位向上処理に関する事業の収入

- 採掘現場での破碎・粉砕
- 砂、砂利、玉石等を採取(採石)して販売する場合の収入
- ×採掘された岩石の破碎・粉砕を採石現場以外で行った場合 ⇒「(ウ)③製造品の出荷額・加工賃収入額」

(ウ) 製造業

③ 製造品の出荷額・加工賃収入額

自己の製造した製品の出荷額

- 自己の製造した製品の出荷額
- 製造業を行っている事業所において、自己の所有する原材料又は製品を他の企業に支給して完成品まで作らせ(委託生産)、自己の名称で出荷した場合の収入
- 発注元から支給を受けた原材料を加工することにより受け取った収入(製造品の加工賃収入)
- 船舶修理、鉄道車両の修理又は改造(自家用を除く)、航空機及び航空機用原動機のオーバーホールに関する収入があり、製造する設備・能力を有する場合
- 金属工作機械又は金属加工機械を据え付け、多種多様の機械及び部分品の製造加工と修理を行っている場合の収入
- ×製造した商品をこの事業所内で直接個人又は家庭用消費者に販売した場合 ⇒「(オ)⑤小売の商品販売額」
- ×自ら製造を行わず、自己の所有する原材料を下請け工場などに支給して製品を作らせ、これを自己の名称で販売した場合の収入 ⇒「(エ)④卸売の商品販売額」
- ×他社の製品を仕入れて、又は、自社の他事業所から製品を受け入れてそのまま販売(転売)した場合の収入 ⇒「(エ)④卸売の商品販売額」

11 事業別売上(収入)金額(つづき)

(エ) 卸売業

④ 卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)

- 他の者から購入した(仕入れた)商品を、その性質や形状を変えないで小売事業所、他の卸売事業所や他産業の事業所に販売した場合の販売額
- 他の事業所のために、卸売業の商品売買の代理行為や仲立人として卸売業の商品売買のあっせんを行った場合に、その取引の代理、仲立行為から得た手数料
- パチンコ景品交換所が、卸売事業者等に特殊景品を販売した場合の販売額
- ×製造した商品をこの事業所内で直接個人又は家庭用消費者に販売した場合 ⇒「(オ)⑤小売の商品販売額」

(オ) 小売業

⑤ 小売の商品販売額

- 仕入れた商品又は製造した商品を、主として家庭用消費者に販売した場合の販売額
- この事業所内で製造した商品をこの事業所内で直接個人又は家庭用消費者に販売した場合の販売額(菓子、パン、建具、畳などを製造し、主として個人用又は家庭用消費のためにその場で直接販売)
- ×自ら製造したものを店舗によらず、インターネット等を用いて販売した場合の販売額 ⇒「(ウ)③製造品の出荷額・加工賃収入額」
- ×販売商品に関する修理工料、修理を専業としている場合の収入 ⇒「(キ)⑮上記以外のサービス事業の収入」
- ×再販業者への販売額 ⇒「(エ)④卸売の商品販売額」

(カ) 建設業、サービス関連産業A

⑥ 建設事業の収入(完成工事高)

建設工事を行う事業の収入

- 土木工事、建築工事(リフォームを含む)、設備工事(電気工事、電気通信工事、管工事など)
- 自己建設による土地の造成、建物の建設
- ×測量や、建設工事のコンサルタント、設計、監理 ⇒「(キ)⑮学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- ×プラントエンジニアリング事業 ⇒「(キ)⑮学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- ×自己建設によらない土地分譲、建物建売事業 ⇒「(キ)⑮不動産事業の収入」

⑦ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入

各エネルギーの供給などを行う事業の収入

- 電力事業の収入(電気事業営業収益のうち電灯料、電力料、地帯間販売電力料、他社販売電力料、託送収益)
- 自家発電の電力販売
- ガス事業の収入(ガス売上、託送供給収益)
- 地域冷暖房事業
- 下水道処理施設維持管理業
- ×電気製品の販売店 ⇒「(オ)⑤小売の商品販売額」
- ×電気・ガス・水道事業所からの検針・集金業務の請負 ⇒「(キ)⑮上記以外のサービス事業の収入」
- ×電気工事、給排水設備工事 ⇒「(カ)⑥建設事業の収入」
- ×灯油、プロパンガスなどの燃料の小売販売額 ⇒「(オ)⑤小売の商品販売額」
- ×灯油、プロパンガスなどの燃料の卸売販売額 ⇒「(エ)④卸売の商品販売額」
- ×かんがい用水供給 ⇒「(ア)①農業、林業、漁業の収入」

⑧ 通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業の収入

情報の制作、加工、伝達、提供を行う事業の収入

- 通信サービス(電話、無線、インターネット接続など)
- 通信に付帯するサービス(携帯電話の契約、解約に関する手数料など)
- 放送サービス(受信料、テレビ放送時間の販売収入など)
- 映画、テレビ番組などの制作、配給
- 新聞、書籍の発行
- 広告制作(印刷物に係る広告制作)
- ニュース供給(通信社のニュース供給など)
- ×広告代理業 ⇒「(キ)⑮学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- ×新聞、書籍等の印刷業務 ⇒「(ウ)③製造品の出荷額・加工賃収入額」
- ×デザイン、コピーライター ⇒「(キ)⑮学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- ×携帯電話の販売代金 ⇒「(エ)④卸売の商品販売額」又は「(オ)⑤小売の商品販売額」
- ×情報を記録したディスク等の複製・製造 ⇒「(ウ)③製造品の出荷額・加工賃収入額」

⑨ 運輸、郵便事業の収入

- 鉄道業、道路運送業、水運業、航空運輸業
- 倉庫業(普通倉庫、水面木材倉庫、冷蔵倉庫、冷蔵保管料収入を含む)
- 運輸に付帯するサービス(港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、梱包業、運輸施設提供業、水先業、検数・検量業など)
- 運輸施設の利用収入
- ×運転代行 ⇒「(キ)⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」
- ×自動車駐車場 ⇒「(キ)⑮不動産事業の収入」
- ×手荷物、自転車等の一時的な物品預り ⇒「(キ)⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」

11 事業別売上(収入)金額(つづき)

(カ)建設業、サービス関連産業A(つづき)

⑩ 金融、保険事業の収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 銀行業、協同組織金融業、貸金業、質屋、クレジットカード業、その他非預金信用機関</li> <li>○ 金融商品取引業、商品先物取引業</li> <li>○ 補助的金融業(信託業、金融代理業、両替業、商品取引所など)</li> <li>○ 保険業(保険代理業、損害査定業を含む)</li> </ul>
⑪ 政治・経済・文化団体の活動収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実業団体、同業団体、労働団体、学術・文化団体、政治団体の寄付金</li> <li>○ 協同組合の賦課金</li> <li>× 観光協会 ⇒ 「(カ)⑨運輸、郵便事業の収入」</li> </ul>

(キ)サービス関連産業B

⑫ 情報サービス、インターネット附随サービス事業の収入 情報の処理、提供、インターネットに附随したサービスの提供を行う事業の収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ソフトウェア事業(受注ソフトウェア開発、パッケージソフトウェア開発など)</li> <li>○ 情報処理サービス(データエントリー、受託計算サービス、システム等管理運営受託など)</li> <li>○ 各種調査(市場調査、世論調査など)</li> <li>○ 情報提供サービス(不動産情報、気象情報など)</li> <li>○ ポータルサイト・サーバ運営業務(インターネット・ショッピング・サイト運営業務を含む)</li> <li>○ ウェブコンテンツ配信(映像、音楽、ゲームソフト配信など)</li> <li>○ インターネット利用サポート業務(電子認証、課金・決済代行、セキュリティサービスなど)</li> <li>○ サーバハウジング、サーバホスティング</li> <li>× ゲーム用ディスク、情報記録物の製造 ⇒ 「(ウ)③製造品の出荷額・加工賃収入額」</li> <li>× インターネット広告業 ⇒ 「(キ)⑮学術研究、専門・技術サービス事業の収入」</li> </ul>
⑬ 不動産事業の収入 土地、建物の売買・賃貸・管理を行う事業の収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不動産売買(自己建設によるものを除く)</li> <li>○ 不動産賃貸・管理(土地、貸事務所、貸倉庫、貸会議室、貸家、駐車場など)</li> <li>○ 不動産売買・賃貸の仲介業務</li> <li>× 不動産鑑定事業 ⇒ 「(キ)⑮学術研究、専門・技術サービス事業の収入」</li> <li>× 映画館、劇場、スポーツ施設などの賃貸 ⇒ 「(キ)⑩生活関連サービス、娯楽事業の収入」</li> <li>× 公民館など社会教育施設の賃貸 ⇒ 「(キ)⑨社会教育、学習支援事業の収入」</li> <li>× 展示会場、集会場などの賃貸 ⇒ 「(キ)⑫上記以外のサービス事業の収入」</li> <li>× 下宿業 ⇒ 「(キ)⑩宿泊事業の収入」</li> <li>× 倉庫業 ⇒ 「(カ)⑨運輸、郵便事業の収入」</li> <li>× ビルメンテナンス業 ⇒ 「(キ)⑫上記以外のサービス事業の収入」</li> <li>× 自己建設による不動産取引収入 ⇒ 「(カ)⑥建設事業の収入」</li> </ul>
⑭ 物品賃貸事業の収入 物品を賃貸する事業の収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ リース、レンタル事業(産業用機械器具、事務用機械、自動車、娯楽用品、映画・演劇用品、音楽・映像記録物、貸衣装など)</li> <li>× 映画配給事業 ⇒ 「(カ)⑨通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業の収入」</li> <li>× リネンサプライ事業(シーツ、ベッドカバーなど) ⇒ 「(キ)⑩生活関連サービス、娯楽事業の収入」</li> <li>× 駐輪場やコインロッカー等、一時的に物品を預かる事業 ⇒ 「(キ)⑩生活関連サービス、娯楽事業の収入」</li> </ul>
⑮ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 研究、製品開発事業</li> <li>○ 法律、会計、税務、通訳・翻訳、不動産鑑定などの専門サービス</li> <li>○ デザイン、機械設計業</li> <li>○ 著述家、芸術家業(作家、シナリオライター、評論家、美術家、作曲家など)</li> <li>○ 広告事業(広告代理業など総合的な広告サービスの提供)</li> <li>○ 獣医学、建築設計、測量、商品検査、計量証明、写真業などの技術サービス事業</li> <li>○ プラントエンジニアリング、プラントメンテナンス</li> <li>○ 経営コンサルタント事業</li> <li>○ 持株会社における子会社の管理業務(子会社からの配当金、グループ経営指導料など)</li> <li>× 広告制作業(印刷物、テレビコマーシャルなど) ⇒ 「(カ)⑨通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業の収入」</li> <li>× サンプル配布、ポスティング業 ⇒ 「(キ)⑫上記以外のサービス事業の収入」</li> <li>× 写真現像事業 ⇒ 「(キ)⑩生活関連サービス、娯楽事業の収入」</li> <li>× 船積貨物の検数業、検量業、船積貨物鑑定業 ⇒ 「(カ)⑨運輸、郵便事業の収入」</li> </ul>
⑯ 宿泊事業の収入 宿泊場所を提供する事業の収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 旅館、ホテル、簡易宿泊所、下宿所、保養所、学生寮、キャンプ場の宿泊サービス</li> <li>※ 宿泊料金に飲食代が含まれている場合は、まとめて宿泊事業の収入とします。</li> <li>○ リゾートクラブ事業</li> <li>× 社会福祉施設が行う宿泊事業 ⇒ 「(ケ)⑫医療、福祉事業の収入」</li> <li>× 貸家業、貸間業 ⇒ 「(キ)⑬不動産事業の収入」</li> </ul>

11 事業別売上(収入)金額(つづき)

(キ)サービス関連産業B(つづき)

⑰ 飲食サービス事業の収入 注文に応じて調理した飲食料を提供する事業の収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ レストラン、食堂、喫茶店、ラーメン店などでの飲食サービス</li> <li>○ 注文に応じて調理した料理品の販売(持ち帰りすし、持ち帰り弁当など)</li> <li>○ 配達飲食サービス(宅配ピザ、仕出し料理、給食センターなど)</li> <li>× 調理済みの飲食料品の販売 ⇒ 「(オ)⑤小売の商品販売額」</li> </ul>
⑱ 生活関連サービス、娯楽事業の収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 洗濯・理容・美容・浴場事業(リネンサプライ、エステティック、コインランドリーなどを含む)</li> <li>○ 旅行業、物品預り業、冠婚葬祭業、写真現像業、運転代行業など</li> <li>○ 衣服修理業(個人持ちの材料の縫製)</li> <li>○ 食品加工業(個人持ちの材料の加工)</li> <li>○ 映画館、興行事業、競馬・競輪・競艇・オートレース事業</li> <li>○ 公園、遊園地事業、スポーツ施設提供事業(入園料、使用料など)</li> <li>○ ビリヤード場、パチンコホール、ゲームセンター、カラオケボックス事業など</li> <li>× 理容・美容学校(各種学校) ⇒ 「(ク)⑫学校教育事業の収入」</li> <li>× スポーツ・健康教授業 ⇒ 「(キ)⑨社会教育、学習支援事業の収入」</li> <li>× 倉庫業 ⇒ 「(カ)⑨運輸、郵便事業の収入」</li> </ul>
⑲ 社会教育、学習支援事業の収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会教育事業(公民館、図書館、博物館、動植物園、社会通信教育など)</li> <li>○ 職業教育事業</li> <li>○ 学習塾、教養・技能教授業(音楽、書道、生花・茶道、外国語会話、スポーツ・健康教授、料理教室、カルチャー教室など)</li> <li>× 専修学校、各種学校 ⇒ 「(ク)⑫学校教育事業の収入」</li> <li>× 保育所 ⇒ 「(ケ)⑫医療、福祉事業の収入」</li> <li>× テーマパーク、スポーツ施設提供事業(陸上競技場、体育館、フィットネスクラブなど) ⇒ 「(キ)⑩生活関連サービス、娯楽事業の収入」</li> </ul>
⑳ 上記以外のサービス事業の収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 廃棄物処理事業(ごみ収集運搬、ごみ処分、浄化槽保守点検など)</li> <li>○ 自動車整備事業</li> <li>○ 機械等修理事業(機械修理、電気機械修理、表具、家具・時計・履物修理、保守・点検料など)</li> <li>○ 職業紹介・労働者派遣事業</li> <li>○ 建物サービス事業、警備事業</li> <li>○ 事業所サービス事業(コールセンター、ディスプレイ業、ポスティング、サンプル配布、速記・複写、集金事業など)</li> <li>○ 多目的ホール、イベントホール、展示会場、見本市会場などの施設を運営する事業</li> <li>× プラントメンテナンス ⇒ 「(キ)⑮学術研究、専門・技術サービス事業の収入」</li> </ul>

(ク)学校教育

㉑ 学校教育事業の収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幼稚園、幼保連携型認定こども園、認定こども園(幼稚園型)、小学校、中学校、高等学校、専修学校、各種学校、大学などの教育事業</li> <li>※ 幼保連携型認定こども園及び認定こども園(幼稚園型)における保育の収入は、まとめて学校教育事業の収入とします。</li> <li>× 保育所、認定こども園(保育所型)、認定こども園(地方裁量型) ⇒ 「(ケ)⑫医療、福祉事業の収入」</li> <li>× 他の分類(「小売の商品販売」、「不動産事業」など)に該当する事業の収入</li> <li>× 附属病院における医業収入 ⇒ 「(ケ)⑫医療、福祉事業の収入」</li> <li>× 附属研究所における収入 ⇒ 「(キ)⑮学術研究、専門・技術サービス事業の収入」</li> </ul>
-------------	---

(ケ)医療、福祉

㉒ 医療、福祉事業の収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療サービス及びこれに附帯するサービス(歯科用の補てつ物、矯正装置の作成、骨髄バンクなど)</li> <li>○ 保健衛生事業(健康相談事業、消毒事業、水質検査事業など)</li> <li>○ 社会保険事業(公的年金、公的医療保険、公的介護保険事業など)</li> <li>○ 児童福祉事業(保育所、児童養護施設など)</li> <li>○ 介護事業(老人ホーム、通所介護事業、訪問介護事業など)</li> <li>○ 障害者福祉事業</li> <li>○ 住居のない要保護者の世帯に対する宿舍提供施設など</li> <li>○ 保育所、認定こども園(保育所型)、認定こども園(地方裁量型)</li> <li>※ 認定こども園(保育所型)及び認定こども園(地方裁量型)における幼児教育の収入は、まとめて医療、福祉事業の収入とします。</li> <li>× 調剤薬局の医薬品販売 ⇒ 「(オ)⑤小売の商品販売額」</li> <li>× 建物の消毒及び害虫駆除 ⇒ 「(キ)⑫上記以外のサービス事業の収入」</li> <li>× 農作物の害虫駆除 ⇒ 「(ア)①農業、林業、漁業の収入」</li> <li>× 獣医学 ⇒ 「(キ)⑮学術研究、専門・技術サービス事業の収入」</li> <li>× 水質汚濁測定分析(環境計量証明) ⇒ 「(キ)⑮学術研究、専門・技術サービス事業の収入」</li> <li>× 幼保連携型認定こども園、認定こども園(幼稚園型) ⇒ 「(ク)⑫学校教育事業の収入」</li> </ul>
--------------	--

記入上の注意

- 金額は万円単位で記入してください。(万円未満を四捨五入してください。)
- 「¥」記号は記入しないでください。

12 事業別売上(収入)金額の内訳

- 11 欄「事業別内訳①～②」のうち最も金額が大きい事業が「事業活動区分(ア)～(ケ)」のどの事業活動区分に該当するのを確認し、その事業活動について、同封の『分類表』表紙の「12 事業別売上(収入)金額の内訳」に記載されている該当ページを参照して、金額の大きい順に三つ選び、「分類番号」、「生産品、取扱商品、営業種目等の内訳」及び「売上(収入)金額」を記入してください。
- 売上(収入)金額の記入が困難な場合は、10 欄「①売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。
- 金額で記入した場合は、割合を記入する必要はありません。

順位	分類番号	生産品、取扱商品、営業種目等の内訳	売上(収入)金額				又は割合 (%)
			百億十億	億	千万百万	万 円	
第1位	4 3 0 1	宿泊事業 ①			4 5 5 0	0,000	
第2位	4 4 0 1	飲食店 ②			3 0 0 0	0,000	
第3位	4 0 0 5	事務所等賃貸(1か月未満の賃貸物件) ③			6 0 0 0	0,000	

※分類番号が6桁の調査票が配布されている場合もあります。

「5 主な事業の種類又は事業所の形態等」欄の記入上の注意

- 「5 主な事業の種類又は事業所の形態等」欄が、「11 事業別売上(収入)金額」欄と「12 事業別売上(収入)金額の内訳」欄の記入に関連した内容となっているかを確認してください。
- 「5 主な事業の種類又は事業所の形態等」欄で誤りが多い例を以下に挙げていますので、参照してください。
  - 例1 他の企業が経営する『遊園地』内で営業している『食堂、レストラン』の場合  
この事業所の「主な事業の種類又は事業所の形態等」は『遊園地』ではなく、『食堂、レストラン』になります。
  - 例2 他の企業が経営する『テニスコート』内で開催している『テニス教室』の場合  
この事業所の「主な事業の種類又は事業所の形態等」は『テニスコート』や『バッチング・テニス練習場』ではなく、スポーツ教授を主とする事業所となり、掲載されている番号のいずれにも該当しません。

複数の事業を行っている事業所の記入例

- 以下は、宿泊業、飲食サービス業など複数の事業を行っている「旅館」の記入例です。  
◇平成27年1～12月までの売上(収入)金額の合計が8 5 5 0万円

① 宿泊事業(宿泊収入)	4 5 5 0万円
② 飲食店(直営食堂の飲食提供収入)	3 0 0 0万円
③ 事務所等賃貸(1か月未満の賃貸物件)	6 0 0 0万円
④ 駐車場賃貸、管理(駐車場の駐車料金収入)	4 0 0 0万円

◇「11 事業別売上(収入)金額」欄に「事業別内訳」別に記入します。

事業活動区分	売上(収入)金額				割合 (%)
	百億十億	億	千万百万	万 円	
(キ) サービス関連産業B			4 5 5 0	0,000	100
① 宿泊事業の収入			4 5 5 0	0,000	100
② 飲食サービス事業の収入			3 0 0 0	0,000	35
③ 不動産事業の収入			6 0 0 0	0,000	7
④ 物品賃貸事業の収入				0,000	0
⑤ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入				0,000	0
⑥ 生活関連サービス、娯楽事業の収入				0,000	0
⑦ 社会教育、学習支援事業の収入				0,000	0
⑧ 上記以外のサービス事業の収入				0,000	0

◇「12 事業別売上(収入)金額の内訳」欄に記入します。

- ※取扱事業(商品)が複数ある場合、最も金額の大きい「①宿泊事業の収入」の中だけではなく、最も金額の大きい事業が属する「事業活動区分」の「(キ)サービス関連産業B」全体の中から選んでください。
- ※「(キ)サービス関連産業B」の合計8 5 5 0万円の内訳について、『分類表』から金額の大きい順に三つ選び、該当する「分類番号」と「事業内容」をそれぞれ調査票の「分類番号」と「生産品、取扱商品、営業種目等の内訳」に転記し、それぞれの「売上(収入)金額」を記入してください。

分類番号

	金額	(分類番号)
① 宿泊事業(宿泊収入)	4 5 5 0万円	4 3 0 1
② 飲食店(直営食堂の飲食提供収入)	3 0 0 0万円	4 4 0 1
③ 事務所等賃貸(1か月未満の賃貸物件)	6 0 0 0万円	4 0 0 5
④ 駐車場賃貸、管理(駐車場の駐車料金収入)	4 0 0 0万円	

- ◇この事業所(旅館)は複数の事業を行っていますが、主な事業として、以下の例示のとおり、「5 主な事業の種類又は事業所の形態等」欄の記入は、「5 0 9」(旅館、ホテル)となります。

5	0	9
---	---	---

- ※「5 主な事業の種類又は事業所の形態等」欄の「5 0 9」(旅館、ホテル)と、「11 事業別内訳」の①、②、③、「12 事業別売上(収入)金額の内訳」欄は、関連した記入内容となっています。



記入上の注意

- 金額は万円単位で記入してください。(万円未満を四捨五入してください。)
- 「¥」記号は記入しないでください。

<p><b>13 サービス関連産業 B 又は 医療、福祉の相手先別収入割合</b></p> <p>● 11欄の①～②のうち最も金額の大きい事業が属する事業活動区分が「(キ)サービス関連産業 B」又は「(ケ)医療、福祉」の事業所のみ記入してください。</p>	<p>▼11欄の「(キ)サービス関連産業 B」又は「(ケ)医療、福祉」について、その収入を得た相手先別の割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)</p>				
	収入を得た相手先	① 個人 (一般消費者)	企業・団体		④ 海外取引
収入額割合 (%)	90	10			100

**13 サービス関連産業 B 又は 医療、福祉の相手先別収入割合**

- この項目は、11欄「事業別内訳①～②」のうち、最も金額の大きい事業が属する事業活動区分が、「(キ)サービス関連産業 B」又は「(ケ)医療、福祉」の事業所のみ記入してください。

「① 個人(一般消費者)」

- 一般消費者から得た収入について記入してください。他の事業者・事業所から得た収入を含めません。保険診療収入については、収入を得た相手先は「① 個人(一般消費者)」となります。
- クリーニング、写真(現像・焼付・引伸)などの取次業については、ここには含めず、取次先により区分し記入してください。
- 旅行者から支払われた宿泊費などはここに含めません。

「企業・団体 ② 民間」

- 「企業・団体 ③ 公務(官公庁)」以外の他企業との取引などによる収入について記入してください。
- 国及び地方公共団体が直接経営する現業の事業所(水道局、交通局、病院、学校、社会福祉施設など)を含めます。
- 農林漁家から得た収入は、「① 個人(一般消費者)」からの収入となります。ただし、農業機械の賃貸収入など農林漁家の事業に対するサービスは「企業・団体 ② 民間」からの収入として記入してください。

「企業・団体 ③ 公務(官公庁)」

- 国、地方公共団体の国家事務や地方事務を行う事業所との取引などによる収入について記入してください。

「④ 海外取引」

- 自社名義で取引を行った国際取引による収入について記入してください。

<p>「(ケ)医療、福祉」の事業所のみ記入してください。</p>	収入額割合 (%)					100																														
	<p><b>14 電子商取引の有無及び割合</b></p> <p>● 該当する番号をすべて○で囲んでください。</p>	<p>① 一般消費者と行った</p> <p>② 他の企業と行った</p> <p>③ 行わなかった</p>	<p>▼10欄「①売上(収入)金額」に占める個人(一般消費者)との電子商取引の割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)</p> <p>5 %</p> <p><small>※電子商取引とは、インターネットなどを介して成約(受発注が確定)した商取引をいい、ホームページでの広告掲載や見積もり・資料請求への対応などの商取引の準備行為は該当しません。</small></p>																																	
<p><b>15 設備投資の有無及び取得額</b></p> <p>● 平成27年1月から12月までの1年間に行った設備投資の有無について、該当する番号を○で囲んでください。</p> <p>● 中古品は含めません。</p>	<p>① 設備投資を行った</p> <p>② 設備投資を行わなかった</p>	<p>▼取得額(減価償却前の額)を記入してください。(万円未満四捨五入)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>千億</td> <td>百億</td> <td>十億</td> <td>億</td> <td>千万</td> <td>百万</td> <td>十万</td> <td>万</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産(土地を除く)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無形固定資産(ソフトウェアのみ)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0,000</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p><small>※有形固定資産には、事務所、店舗、倉庫などの建造物、暖冷房設備、照明設備などの附属設備、自動車などの車両運搬具等やそれらの手付金を含めます。</small></p>		千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	有形固定資産(土地を除く)					1	0	0	0,000		無形固定資産(ソフトウェアのみ)					5	0	0,000						
	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円																											
有形固定資産(土地を除く)					1	0	0	0,000																												
無形固定資産(ソフトウェアのみ)					5	0	0,000																													

**14 電子商取引の有無及び割合**

- この項目は、8欄「(1)単独事業所・本所・支所の別」が、「単独事業所」及び「本所・本社・本店」の事業所のみ記入してください。
- 電子商取引とは、金銭的な対価を伴うモノ、サービスの提供について、インターネットなどのコンピュータネットワークを介して成約(受発注が確定)したものをいいます。したがって、実際のサービスの提供がオンラインによるものである必要はありません。
- ① 「1 一般消費者と行った」場合の一般消費者との電子商取引の割合を記入するにあたっては、以下の主な商取引の例を参考にしてください。

【対象となる商取引の例】

- |   |   |
|---|---|
| <p>物品の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ インターネット・ショッピング・サイトなどに店舗し、商品を販売する場合</li> <li>○ 自らショッピング・サイトを構築し、商品を販売する場合</li> </ul>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 旅行・宿泊などの予約</li> <li>○ イベントなどのチケット予約</li> <li>○ インターネットバンキング</li> <li>○ コンビニエンスストアに設置された端末でのチケットなどの販売</li> <li>※電子商取引割合に該当する金額は、一般消費者から得た収入金額(旅行代金、運賃、保険料、インターネットバンキングの手数料など)です。</li> </ul> |
| <p>サービスの例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 航空機・電車・バスなどの座席予約</li> <li>○ 自動車損害保険などの販売</li> </ul>                                  |   |
| <p>デジタルコンテンツの例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 映像(動画像)、音楽などの販売</li> <li>○ 電子書籍などの販売</li> <li>○ ゲームなどのオンライン用コンテンツの販売</li> </ul> |   |

【対象とならない商取引の例】

- × 受発注行為の準備行為に関連する見積もり、購入前調査
  - ・ 見積もり請求、資料請求又はカタログ請求
- × 通常、インターネット上で契約が完結することのないもの
  - ・ 商取引の間に電話等の連絡・確認行為が含まれる場合
  - ・ 対面での説明・書類提示等が必要な場合(不動産・住宅リフォーム・レンタカーなど)
- × 直接消費者と商取引を行わない広告用ホームページ開設のみの場合
  - ・ 商品を広告するためのホームページの開設
  - ・ 「買い物かご」による購入や予約ができない場合
  - ・ 他のサイトにリンクしているだけの場合
- × 銀行、消費者金融のATM及び鉄道・航空・バス等の自動券売機の取引
  - ・ 航空機、電車、バスなどのインターネットからの座席予約は対象となりますが、専用線を用いた自動券売機の売上は対象外

**15 設備投資の有無及び取得額**

- この項目は、8欄「(1)単独事業所・本所・支所の別」が、「単独事業所」及び「本所・本社・本店」の事業所のみ記入してください。
- ② 「有形固定資産(土地を除く)」には、平成27年1月から12月までの1年間に土地を除く有形固定資産に新規に計上した額を記入してください。
  - 有形固定資産とは、建物及び附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、建設仮勘定、耐用年数が1年以上の工具、器具、備品及びこれらのリース資産(売買取引と同様の会計処理をしたもの)をいいます。
  - 建設仮勘定から振替によって計上した固定資産額は含めません。
- ③ 「無形固定資産(ソフトウェアのみ)」には、平成27年1月から12月までの1年間のソフトウェアに対する投資のうち、無形固定資産に新規に計上した額を記入してください。
- 固定資産に計上したリース物件のうち、平成27年1月から12月までの1年間に新たに契約した物件を含めます。
- 以下については、設備投資に含めません。
  - 建物、構築物等の取得額に含まれる土地の取得又は改良費用
  - 店舗併用住宅の居住用部分
  - 中古品



# 経済センサス - 活動調査

## 【01】個人経営調査票

- 『調査票の記入のしかた』を参照して記入してください。
- オンラインでご回答いただく場合は、別にお配りした『オンライン調査利用ガイド』をご覧ください。

平成28年6月1日 総務省・経済産業省

下書き用調査票(お控えとしてもご使用ください)  
※後日おたずねする場合があります。

- この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、報告の義務があります。
- 秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。
- この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。

フリガナ  
記入者氏名  
電話番号

市区町村コード 調査区番号 事業所番号 \*

### 1 名称及び電話番号

- 印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。
- 屋号など通称名がある場合は、「通称名」欄に記入してください。

フリガナ  
正式名称  
通称名  
電話番号(代表) ( ) -

### 2 所在地

- 印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。
- 他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名称を「ビル・マンション名等」欄に記入してください。

郵便番号 都道府県名 市区町村名  
町丁・字・番地・号 ビル・マンション名等(階、号室まで記入してください)

### 3 この場所での事業所の開設時期

- 開設時期の○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、この場所で事業を始めた時期の番号を○で囲んでください。

昭和59年以前 昭和60～平成6年 平成7～16年 平成17年以降 平成 年 月

### 4 この事業所の主な事業の内容

- 印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。

印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。

### 5 主な事業の種類又は事業所の形態等

- 記入に当たっては、『分類表』の「5」主な事業の種類又は事業所の形態等を参照してください。

記入欄

### 6 この事業所の従業者数

- 6月1日現在の従業者数を記入してください。

区分	(1) この事業所に所属する従業者数								(2) 受入者	
	① 個人業主 (個人経営の事業主で、実際にこの事業所を営んでいる人)	② 個人業主の家族で無給の人	③ 有給役員 (個人経営以外で役員報酬を得ている人)	④ 正社員・正職員として いる人	⑤ ④以外の人 (パート・アルバイトなど)	⑥ 臨時雇用者 (1か月未満の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など、常用雇用者の定義に該当しない人 ※⑤以外のパート・アルバイトなどを含む)	⑦ 合計 (①～⑥の合計)	⑧ 送出者 (⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人)	⑨ 出向	⑩ 派遣
男	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
女	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

主に卸売業、小売業、飲食サービス業を営む事業所は右記に8時間換算雇用者数を記入してください。

「⑤ ④以外の人」について、8時間換算雇用者数を記入してください。(端数は切り上げ)  
【例: 3時間が3人、5時間が1人、6時間が2人の場合】  
 $\{(3 \times 3) + (5 \times 1) + (6 \times 2)\} \div 8 \text{時間} = 3.25 \Rightarrow 4 \text{人}$

### 7 経営組織

- 経営組織の○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、該当する番号を○で囲んでください。

① 個人経営 ② 株式会社 ③ 合名会社 ④ 合同会社 ⑤ 会社以外の法人 ⑥ 外国の会社 ⑦ 法人でない団体

### 8 単独事業所・本所・支所の別等

- 印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。
- 単独事業所から本所・本社・本店に変更となった場合は、(2)及び(3)を記入してください。
- また、⑨欄以降については企業全体について記入してください。
- フランチャイズ・チェーン(FC)加盟店についてはFC本部とは独立した組織となるため、FC本部の支所とはなりません。ただし、FC本部の直営店の場合にはFC本部の支所となります。

(1) 単独事業所・本所・支所の別  
① 単独事業所 → ⑨欄へお進みください  
② 本所・本社・本店 → ⑨欄へお進みください  
③ 支所・支社・支店 → ⑨欄へお進みください

(2) 企業全体の常用雇用者数及び支所等数  
国内 海外(現地法人は除く)  
常用雇用者数 人 人  
支所等数 事業所 事業所

(3) 企業全体の主な事業の内容  
→ ⑨欄へお進みください

(4) 本所等の正式名称・所在地等  
本所等の正式名称 本所等の通称名 本所等の電話番号  
本所等の郵便番号 都道府県名 市区町村名 町丁・字・番地・号、ビル名等

### 10 売上(収入)金額、費用総額及び費用項目

- 平成27年1月から12月までの1年間の売上(収入)金額及び費用総額等について記入してください(この期間で記入できない場合は、平成27年を最も多く含む決算期間について記入してください)。(万円未満四捨五入)
- 『調査票の記入のしかた』8・9ページに掲載の「確定申告」との対応表などを参照して記入してください。

	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	
① 売上(収入)金額								0,000	
② 費用総額(売上原価+経費計)								0,000	
主な費用項目	③ 給料賃金(専従者給与を除く)								0,000
	④ 地代家賃								0,000
	⑤ 減価償却費								0,000
	⑥ 租税公課								0,000

### 11 事業別売上(収入)金額

- 記入に当たっては、『調査票の記入のしかた』10～13ページを参照してください。
- ⑩欄「①売上(収入)金額」に記入した売上(収入)金額の内訳を記入してください。(小数点以下四捨五入)
- 金額で記入できない場合は、⑩欄「①売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

事業活動区分	事業別内訳	売上(収入)金額								又は割合(%)	
		百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円		
(ア) 農林漁業	① 農業、林業、漁業の収入									0,000	
(イ) 鉱業	② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入									0,000	
(ウ) 製造業	③ 製造品の出荷額・加工賃収入額									0,000	
(エ) 卸売業	④ 卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)									0,000	
(オ) 小売業	⑤ 小売の商品販売額									0,000	
(カ) 建設業、サービス関連産業A	⑥ 建設事業の収入(完成工事高)									0,000	
	⑦ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入									0,000	
	⑧ 通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業の収入									0,000	
	⑨ 運輸、郵便事業の収入									0,000	
	⑩ 金融、保険事業の収入									0,000	
	⑪ 政治・経済・文化団体の活動収入									0,000	
	⑫ 情報サービス、インターネット附随サービス事業の収入									0,000	
	⑬ 不動産事業の収入									0,000	
	⑭ 物品賃貸事業の収入									0,000	
	⑮ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入									0,000	
(キ) サービス関連産業B	⑯ 宿泊事業の収入									0,000	
	⑰ 飲食サービス事業の収入									0,000	
	⑱ 生活関連サービス、娯楽事業の収入									0,000	
	⑲ 社会教育、学習支援事業の収入									0,000	
	⑳ 上記以外のサービス事業の収入									0,000	
(ク) 学校教育	㉑ 学校教育事業の収入									0,000	
(ケ) 医療、福祉	㉒ 医療、福祉事業の収入									0,000	
合計		⑩欄「①売上(収入)金額」								100	

### 12 事業別売上(収入)金額の内訳

- ⑩欄の①～②のうち最も金額の大きい事業が(ア)～(ケ)のどの事業活動区分に該当するかを確認し、その事業活動について『分類表』表紙を参照の上、該当ページの中から金額の大きい順に三つ選び、「分類番号」、「生產品、取扱商品、営業種目等の内訳」及び「売上(収入)金額」を記入してください。(万円未満四捨五入)
- 金額で記入できない場合は、⑩欄「①売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

順位	分類番号	生產品、取扱商品、営業種目等の内訳	売上(収入)金額								又は割合(%)	
			百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円		
第1位											0,000	
第2位											0,000	
第3位											0,000	

### 13 サービス関連産業B又は医療、福祉の相手先別収入割合

- ⑩欄の①～②のうち最も金額の大きい事業が属する事業活動区分が「(キ)サービス関連産業B」又は「(ケ)医療、福祉」の事業所のみ記入してください。

⑪欄の「(キ)サービス関連産業B」又は「(ケ)医療、福祉」について、その収入を得た相手先別の割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

収入を得た相手先	企業・団体				①～④の合計
	① 個人(一般消費者)	② 民間	③ 公務(官公庁)	④ 海外取引	
収入額割合(%)					100

### 14 電子商取引の有無及び割合

- 該当する番号をすべて○で囲んでください。

⑩欄「①売上(収入)金額」に占める個人(一般消費者)との電子商取引の割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

※電子商取引とは、インターネットなどを介して成約(受発注が確定)した商取引をいい、ホームページでの広告掲載や見積もり・資料請求への対応などの商取引の準備行為は該当しません。

① 一般消費者と行った	② 他の企業と行った	③ 行わなかった
		%

### 15 設備投資の有無及び取得額

- 平成27年1月から12月までの1年間にを行った設備投資の有無について、該当する番号を○で囲んでください。
- 中古品は含めません。

取得額(減価償却前の額)を記入してください。(万円未満四捨五入)

	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 設備投資を行った									0,000
② 設備投資を行わなかった									0,000

※有形固定資産には、事務所、店舗、倉庫などの建造物、暖冷房設備、照明設備などの附属設備、自動車などの車両運搬具等やそれらの手付金を含めます。